

令和4年第2回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第319号

令和4年第2回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年5月27日

多摩市長 阿部 裕 行

記

1 日 時 令和4年6月10日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和3年度多摩市継続費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国都支出金	地方債	その他
10 教育費	02 小学校費	579 小学校施設整備事業 (聖ヶ丘小学校改修工事)	938,950,000	126,437,000	0	126,437,000	0	126,437,000	126,437,000	0	40,637,000	85,800,000	0
10 教育費	03 中学校費	607 中学校施設整備事業 (和田中学校改修工事監理業務委託料)	28,987,000	18,200,000	0	18,200,000	16,700,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0	0	0
10 教育費	03 中学校費	607 中学校施設整備事業 (和田中学校改修工事)	1,035,774,000	694,641,000	291,019,000	985,660,000	650,400,000	335,260,000	335,260,000	238,985,000	96,275,000	0	0
10 教育費	05 社会教育費	652 関戸公民館管理運営費 (関戸公民館改修工事監理業務委託料)	6,000,000	1,800,000	0	1,800,000	0	1,800,000	1,800,000	1,800,000	0	0	0
10 教育費	05 社会教育費	652 関戸公民館管理運営費 (関戸公民館改修工事)	125,800,000	20,100,000	0	20,100,000	15,400,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	0	0
10 教育費	05 社会教育費	931 多摩市立中央図書館整備事業 (多摩市立中央図書館建設工事)	4,343,000,000	660,600,000	500	660,600,500	660,600,000	500	500	500	0	0	0
合 計			6,478,511,000	1,521,778,000	291,019,500	1,812,797,500	1,343,100,000	469,697,500	469,697,500	246,985,500	136,912,000	85,800,000	0

令和4年6月1日提出

多摩市長 阿 部 裕 行

令和3年度多摩市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
02 総務費	01 総務管理費	054 人事管理経費 (補助スタッフ期末手当及び共済費)	584,000	584,000	0	584,000	0	0	0
		923 複合文化施設等大規模改修事業 (備品購入費)	25,000,000	25,000,000	0	0	0	0	25,000,000
	03 戸籍住民基本台帳費	158 戸籍住民基本台帳事務経費 (法改正等に伴う住民情報システム改修業務委託料)	6,930,000	6,930,000	0	6,930,000	0	0	0
03 民生費	01 社会福祉費	009 職員人件費等 (職員手当及び職員普通旅費)	3,093,000	3,093,000	0	3,093,000	0	0	0
		891 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金外7件)	905,699,000	905,699,000	0	905,699,000	0	0	0
	02 児童福祉費	857 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業 (子育て世帯への臨時特別給付金外2件)	10,525,000	10,524,570	0	10,524,570	0	0	0
		992 パルテノン多摩・子どものエリア事業 (備品購入費外1件)	2,321,000	2,002,000	0	0	0	0	2,002,000
10 教育費	01 教育総務費	531 学校情報環境整備事業 (学習保障支援消耗品)	4,185,000	4,185,000	0	2,091,000	0	0	2,094,000
		533 教育指導経費 (指導者用デジタル教科書(算数・数学))	2,555,000	2,555,000	0	1,273,000	0	0	1,282,000
	02 小学校費	567 教育振興運営費 (感染症対策及び学習保障支援消耗品)	8,730,000	8,730,000	0	4,365,000	0	0	4,365,000
		578 保健管理運営費 (感染症対策等消耗品(保健衛生用品))	4,354,000	4,354,000	0	2,176,000	0	0	2,178,000
		579 小学校施設整備事業 (トイレ改修工事)	47,494,000	47,494,000	0	13,705,000	0	0	33,789,000
	03 中学校費	593 教育振興運営費 (感染症対策及び学習保障支援消耗品)	4,348,000	4,348,000	0	2,172,000	0	0	2,176,000
		606 保健管理運営費 (感染症対策等消耗品(保健衛生用品))	2,211,000	2,211,000	0	1,105,000	0	0	1,106,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教育費	03 中学校費	607 中学校施設整備事業 (空調設備改修工事)	34,072,000	34,072,000	0	10,814,000	22,000,000	0	1,258,000
	05 社会教育費	969 多摩ふるさと資料館開設準備・管理運営事業 (収蔵資料室展示設備製作等業務委託料)	4,125,000	3,883,000	0	0	0	0	3,883,000
	06 保健体育費	693 学校給食センター運営費 (感染症対策等消耗品(給食配膳用))	2,200,000	2,200,000	0	1,096,000	0	0	1,104,000
合 計			1,068,426,000	1,067,864,570	0	965,627,570	22,000,000	0	80,237,000

令和4年6月1日提出

多摩市長 阿 部 裕 行

第 4 5 号議案

令和 4 年度総合事務管理システム用端末購入契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決に付する。

記

- 1 契約の目的 総合事務管理システム用で利用するノートパソコンの購入
- 2 契約の相手方 東京都立川市曙町二丁目 2 2 番 2 0 号
リコージャパン株式会社販売事業本部西東京支社
西東京 L A 営業部 部長 安藤博之
- 3 契約金額 金 3 8 , 4 1 1 , 5 0 5 円
- 4 契約の方法 指名競争入札（地方自治法施行令第 1 6 7 条第 3 号適用）

（参考）

- 1 種類及び数量 ノートパソコン及び周辺機器 2 1 9 台
- 2 履 行 期 間 契約発効の日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで
- 3 財 源 一般財源

入 札 経 過 調 書

入 札 日 令和 4 年 5 月 1 7 日

契約番号 5043000060 物品 令和4年度総合事務管理システム用端末購入

予定価格（税込）

（円）

No.	入 札 業 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	第 3 回入札額
1	日本電気株式会社 西東京支店 支店長 徳光 忠典 0000000352	辞退		
2	NECフィールディング株式会社 西東京支店 西東京支店長 木村 聡之 2000017701	失格		
3	富士通Japan株式会社 多摩支店 支店長 今野 大祐 2000183802	辞退		
4	株式会社有隣堂 町田モディ店 店長 渥美 由美子 2000450400	失格		
5	リコージャパン株式会社販売事業本部 西東 京支社 西東京LA営業部 部長 安藤 博之 0000001025	落札 34,919,550		
6	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 多摩支店 支店長 平野 喜久夫 0000001292	38,434,500		
7	株式会社ジーシーシー 東京西支社 支社長 鈴木 信貴 2000867801	辞退		
8	株式会社コジマ コジマ×ビックカメラ八王子高倉店 店長 黒部 一之 2004311000	辞退		
9	株式会社SSマーケット 代表取締役 星山 常進 2004896900	39,061,920		
コ メ ン ト	NECフィールディング株式会社西東京支店：入札不参加のため失格とする。 株式会社有隣堂町田モディ店：入札不参加のため失格とする。			落札率
選 定 理 由	「事務機器・情報処理機器」（業種）の「電子計算機（パソコン、オフコン等）」（種目）に登録があり東京電子自治体共同運営の業者種目情報に「パソコン購入」と同様の内容の実績が登録されている隣接業者Aランク5者、三多摩業者Aランク4者の計9者を選定した。			

第 4 6 号議案

市道 5－3 5 号歩線道路改良工事の請負契約の締結についての議決事項
の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 3 年第 2 回及び令和 4 年第 1 回多摩市議会定例会において議決を経た市道 5－3 5 号歩線道路改良工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 市道 5－3 5 号歩線道路改良工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 株式会社フジタ 東京支店
東京都新宿区西新宿四丁目 3 2 番 2 2 号
執行役員支店長 平原 孝良 |
| 3 | 契 約 金 額 | <u>変更前 金 4 8 6, 2 6 3, 8 0 0 円</u>
<u>変更後 金 4 9 3, 8 0 9, 8 0 0 円</u> |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和 4 年 3 月 1 日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が 2 か月以上ある工事の契約について、契約金額を令和 4 年 4 月 1 日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。

第 4 7 号議案

和田中学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 2 年第 1 回及び令和 3 年第 2 回多摩市議会定例会において議決を経た和田中学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 和田中学校改修に伴う電気設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都多摩市永山六丁目 2 番地 9 - 1 0 6
デジタル産業・晃電社建設共同企業体
デジタル産業株式会社
代表取締役 秋山 秀浩 |
| 3 | 契 約 金 額 | <u>変更前 金 1 8 2 , 0 8 3 , 0 0 0 円</u>
<u>変更後 金 1 8 5 , 2 1 8 , 0 0 0 円</u> |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、契約日から 1 2 か月を経過した工事に係る契約のうち、残工事期間が 2 か月以上ある工事の契約について、契約金額を令和 4 年 4 月 1 日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。

第 4 8 号議案

聖ヶ丘小学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の
一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 4 年第 1 回多摩市議会定例会において議決を経た聖ヶ丘中学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 聖ヶ丘小学校改修工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 多摩市落川 1 2 5 1 番地
朝倉・イワヲ建設共同企業体 株式会社朝倉組
代表取締役 朝倉 泰成 |
| 3 | 契 約 金 額 | <u>変更前 金 5 7 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円</u>
<u>変更後 金 5 7 5 , 3 7 7 , 0 0 0 円</u> |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和 3 年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

第 4 9 号議案

聖ヶ丘小学校改修に伴う電気設備工事の請負変更契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 件 名 | 聖ヶ丘小学校改修に伴う電気設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 多摩市落合三丁目 8 番地 1 2
株式会社高木電気工業社
代表取締役 高木 幸雄 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 1 3 6 , 4 6 6 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 の 概 要 | (1) 校舎改修（普通教室、特別教室、管理諸室、廊下及びトイレ改修等）
(2) 体育館改修（トイレ改修等）
(3) その他（外部倉庫改修等） |
| 2 | 工 事 場 所 | 東京都多摩市聖ヶ丘三丁目 6 6 番地 |
| 3 | 工 事 区 分 | 電気設備工事 |
| 4 | 工 期 | 契約発効の翌日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日まで |
| 5 | 財 源 | 国庫支出金、都支出金、市債及び一般財源 |

第 5 0 号議案

多摩市副市長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

多摩市副市長浦野卓男氏は、令和 4 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
須田 雄次郎	八王子市	

第 5 1 号議案

多摩市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

多摩市固定資産評価員浦野卓男氏が、令和 4 年 6 月 3 0 日をもって辞職することに伴い、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
須田 雄次郎	八王子市	

第 5 2 号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成 1 2 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 条第 1 項中「保険料」を「令和 3 年度分又は令和 4 年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する場合の納期限又は特別徴収の方法によって徴収する場合の徴収の日が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間にあるもの」に改め、同項第 2 号イ中「（租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 3 号議案

多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を
改正する条例

多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成 2 5 年多摩市
条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加える。

第 8 条中「第 4 級」の次に「の道路」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。
（自転車通行帯）

第 8 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を
除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の
右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、
地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限
りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（い
ずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全
かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合にお
いては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形
の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りで
ない。

第 9 条第 1 項中「多い道路」の次に「（第 3 級及び第 4 級の道路を除く。次
項において同じ。）で設計速度が 1 時間につき 6 0 キロメートル以上であるも
の」を加え、同条第 2 項中「又は自転車」を「又は自動車」に、「多い道路（」
を「多い道路で設計速度が 1 時間につき 6 0 キロメートル以上であるもの（い
ずれも）」に、「に通行」を「の通行」に改める。

第 10 条中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第 11 条第 1 項中「（第 4 級）の次に「の道路」を、「又は自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第 31 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 38 条中「第 8 条」の次に「、第 9 条第 1 項及び第 2 項」を加える。

第 39 条第 1 項中「第 8 条」の次に「、第 8 条の 2」を加える。

第 41 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 41 条の 2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、多摩市市道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成 25 年多摩市条例第 27 号）の基準に適合する構造とするものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の第 8 条の 2 並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。